

●はり紙、はり札の許可基準(自家広告物以外は要許可)

地域等		許可がいないもの	許可を得て表示できるもの
自家 広 告 物	禁止 地域	1 表示面積は、1㎡以下 2 道路に突き出さないこと。 (別表第2第1号)	許可を得ることにより、左の基準を超えて表示できるものはありません。
	許可 地域		
一 般 広 告 物	禁止 地域	一般広告物は、禁止地域に表示(設置)できません。(適用除外を除く)	
	許可 地域	一般広告物は、許可を得て設置(表示)してください。(適用除外により許可不要なものを除く)	1 表示面積は、1㎡以下 2 はり札は、「表示しようとする者の連絡先」を明示すること。

●立看板の許可基準(自家広告物以外は要許可)

地域等		許可がいないもの	許可を得て表示できるもの
自家 広 告 物	禁止 地域	1 1本の立看板の表示面積は、縦(脚部を含む)1.8m以下及び横0.6m以下 2 道路に突き出さないこと。 (別表第2第1号)	許可を得ることにより、左の基準を超えて表示できるものはありません。
	許可 地域		
一 般 広 告 物	禁止 地域	一般広告物は、禁止地域に表示(設置)できません。(適用除外を除く)	
	許可 地域	一般広告物は、許可を得て設置(表示)してください。(適用除外により許可不要なものを除く)	1 1本の立看板の表示面積は、縦(脚部を含む)1.8m以下及び横0.6m以下 2 「表示しようとする者の連絡先」を明示すること。

※はり紙等の軽易な広告物であっても、道路に表示する場合は、屋外広告物の許可だけでなく、その表示場所の所有者(管理者)の承諾(道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可、所有者又は管理者の承諾など)が必要です。